

令和6年第7回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和6年7月10日（水） 午前9時30分～午前10時30分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：10名）

1番：松岡 哲治

3番：告宮 幸一

4番：塚本 壽

5番：田口 昭広

6番：坂口 武八

7番：寺本 眞理子

8番：尾上 春樹

9番：山田 和治

10番：井川 輝征

11番：片山 幸弘

（欠席：1名）

2番：道園 浩二

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博

2番：牧 正徳

3番：中川 光春

4番：矢野 解光

5番：田口 宗一

6番：柿崎 重美

7番：毛利 貞幸

9番：岩崎 健

10番：福浦 昌則

11番：木川 保

12番：道崎 伸二

13番：西村 隆

14番：徳永 健次

15番：淵上 米作

（欠席：1名）

8番：坂口 恵美子

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之

事務局次長：福田 鉄也

係 長：大浪 和典

主 事：平松 泰義

○議 事

日程第1 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第2 報告第13号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の認可について

日程第3 議案第21号 事業計画変更承認申請書審議について

日程第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

日程第5 議案第24号 農用地利用集積計画の審議について

日程第6 議案第25号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

発 言 者	要 旨
議長	皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 只今から、令和6年第7回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 また、2番の〇〇委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。 それでは、これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は、1番の〇〇委員、2番の〇〇委員が欠席ですので、3番〇〇委員に指名します。 それでは議事に入ります。 報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の1ページをお願いします。 報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知について。 農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知がありましたので、報告するものです。 これは、賃貸借権設定の合意解約になります。 1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 解約後は、本日の議案第24号で審議します農用地利用集積計画の賃借権設定の部2番において申請がなされております。 2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 事由は合意による解約です。 こちらも解約後は、本日の議案第22号で審議します農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転の部2番において申請がなされております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第12号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第12号については、これで終わります。 次に、報告第13号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積・配分計画の

	認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 報告第１３号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に認可について。 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので報告するものです。 賃借権設定の部１番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の１０年間となっています。 ２番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は、新規設定の１０年間となっています。 ３番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は、新規設定の１０年間となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１３号について、質疑ありませんか。 …４番〇〇委員。
〇〇委員	先日解約したところだと思いますが、どういう経緯で借りられるのか説明をお願いします。
事務局	賃借人が耕作時期に合う土地のため、借りるとのことです。
〇〇委員	わかりました。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第１３号については、これで終わります。 次に、議案第２１号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の４ページをお願いします。 議案第２１号、事業計画変更承認申請書審議について。 農地法に係る事務処理要領第４の７（３）のエの規定に基づき事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 これは、農地法第４条または第５条の転用許可に基づく事業計画において、やむを得ず事業計画の変更を行う場合に、農業委員会の意見を決定し、県知事の承認が必要になるため審議するものです。

	1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 事業計画変更事由は、当初計画では、申請地にアパートを 1 棟建築する計画でしたが、町内の賃貸物件の需要を勘案し、2 棟建設する予定となったため、今回事業計画変更するものです。 総会資料の 1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は芦北町役場田浦支所の南側、約 4 0 0 m の場所です。 総会資料の 2 ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。 新たに 1 棟が追加されており、その排水路の追加がありますが、前回申請時の排水計画等に大きな影響は無いと思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 2 1 号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、議案第 2 1 号については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 2 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 2 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議について。 農地法第 3 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部 1 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 3 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、滝の上地区ふれあいセンターの北東側、約 2 0 0 m の場所を含む全部で 5 筆です。 現地確認ですが、申請地は現在、柑橘が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き柑橘の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 4 ページをお願いします。契約の種類は譲渡です。 申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため、譲受人に譲

り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。
議案書に戻ります。

所有権移転の部2番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、小田浦福祉センターの東側、約450mの場所を含む全部で4筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けたあとは柑橘や野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の6ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は高齢により耕作管理ができないため、譲受人に譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。
議案書に戻ります。

所有権移転の部3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、宮浦地区ふれあいセンターの南東側、約650mの場所を含む全部で2筆です。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地となっていますが、譲り受けたあとは野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。

総会資料の8ページをお願いします。契約の種類は売買です。

申請理由ですが、譲渡人は労力不足と譲受人の要望により譲り渡す。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受け、耕作管理を行うとのことでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	議案書に戻ります。 議案書の 6 ページをお願いします。 所有権移転の部 4 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 9 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、田川公民館の北西側、約 1 km の場所を含む全部で 2 筆です。 現地確認ですが、申請地は現在、水稻や野菜等が栽培されており、譲り受けたあとも引き続き水稻や野菜等の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 10 ページをお願いします。契約の種類は贈与です。 申請理由ですが、譲渡人は、町外に居住しており、耕作管理ができないため譲り渡す。譲受人は譲渡人の要望もあり、申請地を譲り受け、耕作管理を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 議案書に戻ります。 所有権移転の部 5 番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。 総会資料の 11 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、下白木公民館の東側、約 400 m の場所です。 現地確認ですが、申請地は令和 2 年 7 月豪により被災し、農地復旧が完了している休耕地で、譲り受けたあとは水稻の栽培を行い、適正に管理するとのことでした。 総会資料の 12 ページをお願いします。契約の種類は売買です。 申請理由ですが、譲渡人は、労力不足により耕作管理ができなくなったため、譲受人に譲り渡す。譲受人は町外に居住しているが、近くに実家があり、通作は可能で、経営規模拡大のため譲り受け、耕作管理を行うとのことです。 譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部、1 番及び 2 番、3 番の案件について、1 番の松岡委員にお願い

	いします。
〇〇委員	1 番については、譲受人が以前から耕作しておりましたので問題ないと思います。2 番、3 番については事務局の説明の通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	1 番、2 番は事務局の説明の通りです。 3 番は申請地の隣が私有地であるので経営規模の拡大のために買い受けます。
議長	4 番の案件を 4 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	贈与とのことだったので、なんら問題ないと思います。
議長	5 番の案件を 3 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地を確認し、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇委員	申請地は水害の影響を受け、荒れた農地となっていますが、白木地区は基盤整備が始まりますので、なんら問題ないと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 22 号について、質疑ありませんか。 … 8 番〇〇委員。
〇〇委員	総会資料の 4 ページの譲受人の経営状況で申請地と借入地が同じ数字となっていますが。
事務局	借入地は、本日報告させていただきました、合意解約の農地を含んでいます。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。

	(異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の7ページをお願いします。 議案第23号、農地法第4条の規定による許可申請書審議について。 農地法第4条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。 転用目的は、植林です。 総会資料の13ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、市野瀬公民館の北西側、約350mの場所です。 現地確認ですが、申請地の周辺は山林化しており、申請地南側に農地は存在しますが、休耕地で長年耕作されていない状況で、植林を行っても日照・通風等に影響はないと感じました。 総会資料の14ページをお願いします。事業計画・排水計画図を載せています。 土地の面積122㎡に対し、クヌギを20本植栽し、山林として管理する計画で、排水については、雨水は自然透水のみです。 総会資料の15ページをお願いします。農地区分図を載せています。 農地の広がり約0.3haです。 総会資料の16ページをお願いします。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、申請人は、長年耕作管理を行ってきたが、高齢となり、耕作管理ができなくなったため、植林し、山林として管理するということです。 土地の選定及び代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。 ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無い

	ことを確認しております。 以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を 8 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地の周りも山林となっておりますので、なんら問題ないと思います。
議長	次に担当地区の道崎推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	申請地の周りが耕作放棄地と山林となっており、2 m の高い石垣があり植林としてなんら問題ないと思います。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 23 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第 24 号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 8 ページをお願いします。 議案第 24 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の 10 年間です。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。 耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の 10 年間です。 使用貸借権設定の部 1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。

	耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の１０年間です。 以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。 議案第２４号について、質疑ありませんか。 （質疑なし） それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 賃借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に２番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、２番については、原案のとおり決定しました。 次に３番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、３番については、原案のとおり決定しました。 使用貸借権設定の部１番について、異議ありませんか。 （異議なし） 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に、議案第２５号「農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の９ページをお願いします。 議案第２５号、農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について。 農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断について、本会の議決を求めるものです。 １番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。 農地の状況・周囲の状況ですが、６５６番３５については、一部は灌木が生えていましたが、農地として利用できる状態と思われます。また、６５６番３７については、周りの山林と同化し、森林の様相を呈しており、農地としての利用は難しいのではないかと思います。 次に、詳細について説明します。 総会資料の１７ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、矢城神社の西側、約８５０ｍの場所を含む２筆です。 総会資料の１８ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載していま

す。

写真のとおり、６５６番３５については、一部は灌木が生えていますが、農地として利用できる状態であると思われました。

６５６番３７については、山の斜面に位置しており、森林の様相を呈していることから、非農地であると思われます。

現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、６５６番３５については農地として利用できる、６５６番３７については農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、６５６番３５については農地、６５６番３７は非農地であるとの判断が妥当であると思われます。

議案書に戻ります。

２番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。

農地の状況・周囲の状況ですが、６５６番５３及び６５６番４９については、切った木材が置かれているものの、農地として利用できる状態と思われます。

また、６５６番４６、６５６番４８、６５６番５２、６５６番１６２については、周りの山林と同化し、森林の様相を呈しており、農地としての利用は難しいのではないかとと思われました。

次に、詳細について説明します。

総会資料の１９ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、矢城神社の北西側、約４００ｍの場所を含む６筆です。

総会資料の２０ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。

写真のとおり、６５６番５３及び６５６番４９については、切った木材が置かれていますが、農地として利用できる状態であると思われます。

６５６番４６、６５６番４８、６５６番５２、６５６番１６２については、山の斜面に位置しており、森林の様相を呈していることから、非農地であると思われます。

総会資料の２１ページをお願いします。現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、６５６番５３及び６５６番４９については農地として利用できる。６５６番４６、６５６番４８、６５６番５２、６５６番１６２については農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、６５６番５３及び６５６番４９については農地。６５６番４６、６５６番４８、６５６番５２、６５６番１６２については非農地であるとの判断が妥当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。
農地の状況・周囲の状況ですが、243番については、耕作されておらず、庭園となっていました。235番1、236番1、238番については、周りの山林と同化し、森林の様相を呈しており、農地としての利用は難しいのではないかと考えられました。

次に、詳細について説明します。

総会資料の22ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、岡地区農村集落センターの東側、約100mの場所を含む4筆です。

総会資料の23ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。

写真のとおり、243番については庭園となっていますが、農地としてすぐ使用できる状態であると考えられます。

235番1、236番1、238番については、山の斜面に位置しており、森林の様相を呈していることから、非農地であると考えられます。

総会資料の24ページをお願いします。現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、243番については農地として利用できる。235番1、236番1、238番については農地として利用できない状態であることから、非農地判断の基準により、243番については農地。235番1、236番1、238番については非農地であるとの判断が妥当であると考えられます。

議案書に戻ります。

議案書の10ページをお願いします。

4番、申請地の詳細及び依頼者の住所・氏名については、記載のとおりです。
農地の状況・周囲の状況ですが、申請地については雑木等が生い茂り、森林の様相を呈しており、農地としての利用は難しいのではないかと考えられました。

次に、詳細について説明します。

総会資料の25ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、岡地区農村集落センターの東側、約200mの場所です。

総会資料の26ページをお願いします。詳細及び現地写真等を掲載しています。

写真のとおり、雑木等が生い茂り、森林の様相を呈していることから、非農地であると考えられます。

現地確認の調査結果ですが、先ほど説明しましたとおり、非農地判断の基準により、非農地であるとの判断が妥当であると考えられます。

	以上で説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番及び 2 番の案件を 10 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	次に担当地区の〇〇推進委員にお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員の説明通りです。
議長	3 番及び 4 番の案件を 6 番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明通りです。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 25 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 1 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番の案件について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。 それでは引き続き、その他の連絡事項に入ります。